

合併協議会だより号外
協議結果総集編

人と大地が うるおい輝く 豊穡のまち

CONTENTS

1

合併協議会のこれまでの経過

2-10

合併協定項目

11-12

新町イラストマップ

13-19

新町まちづくり計画

白石・福富・有明3町合併協議会

白石町、福富町、有明町における 合併協議会のこれまでの経過



白石・福富・有明3町合併協議会では、合併の是非を含め、合併に関する協議(合併協定項目の協議)、新町建設計画の策定等を行うことを役割として、これまで合計7回の協議会を開催し、そのほとんどの協議を終了しました。これまでの協議で確認したことをお知らせします。

まず、合併協定項目については、47項目ありますが大きく分けて、基本的協議事項、合併特例法に規定されている特例の協議事項、その他必要な協議事項の3種類に大別されます。協議会で協議することはあくまでも、各項目の概略について調整するものですから、各事業の詳細や事務的な手続き等は合併が決定した後(廃置分合の議決を得た後)に検討・調整されることとなります。

基本的協議事項

合併協定項目のなかで、基本となる重要項目です。先進事例をみると、もっとも協議が難航する項目とされています。

1. 合併の方式

合併の方式は「対等合併」です。

2. 合併の期日

「平成17年1月1日」とします。

3. 新町の名称

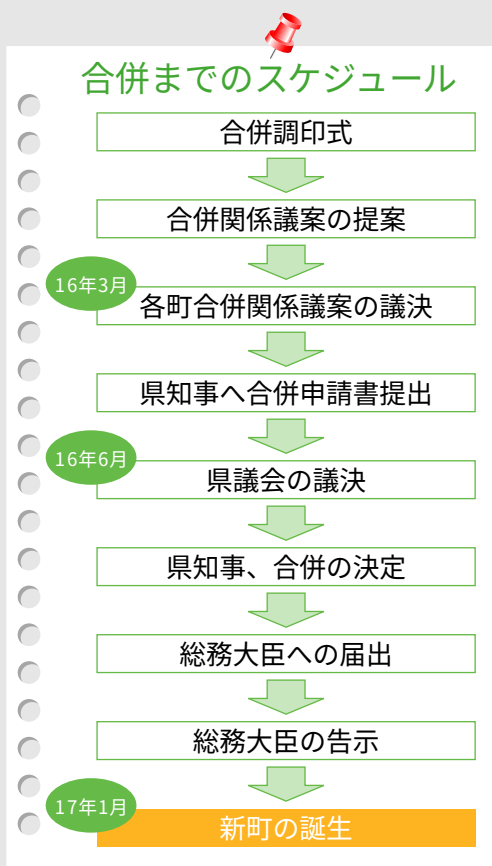
新町の名称は、しろいしちょう「白石町」になりました。

4. 新町の事務所の位置

白石町内に速やかに新町庁舎を建設することとなりました。その間は現有明町役場を本庁とし、住民サービスの低下を招かないように現白石・福富町役場を支所とすることになります。

5. 財産の取扱い

3町の所有する財産、施設等はすべて新町に引き継ぐものとします。



有明町役場(本庁)



白石町役場(支所)



福富町役場(支所)

合併特例協議事項

合併特例法により、市町村の合併という特殊な事情や合併が円滑に行われるよう考慮し、合併に限り通常とは違う特例的な措置が認められている事項です。

1. 地域審議会の取扱い

地域審議会は、設置しないこととなりました。ただし、これに替わる組織として全町的に住民の意向を反映させるため、「まちづくり委員会（仮称）」の設置を検討することになりました。

- ※地域審議会とは……
- 合併で規模が大きくなり、地域住民の意見が行政に反映されにくくなる懸念を払拭するため、旧市町村ごとに設置する首長の諮問機関。

2. 議会の議員の定数及び任期の取扱い

在任特例、定数特例は適用せず、新町設置の日から50日以内に選挙を行うことになりました。定数については、26人、選挙区は1選挙区となります。



【現在の議員定数】

町 名	議員数
白 石 町	18
福 富 町	12
有 明 町	16
計	46

新 町
26



3. 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

特例を適用し、選挙による農業委員は、平成17年7月19日まで現在の委員が、引き続き在任します。新町においては、選挙による委員の定数は、30人とします。

【現在の農業委員数】

区 分		白石町	福富町	有明町	計
選挙による委員		16人	10人	14人	40人
選任委員	議 会 推 薦	4人	5人	5人	14人
	農 協 推 薦	1人	1人	1人	3人
	農業共済推薦	1人	1人	1人	3人

新 町
30人
5人以内
1人
1人

4. 地方税の取扱い

3町とも違いがないので、税率、納期などこれまでどおりとします。



地方税…市町村民税（個人・法人）、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税

5. 一般職の職員の身分の取扱い

職員は、すべて新町に引き継ぐことになります。

【3町の職員数】

（15.4.1現在）

町 名	白石町	福富町	有明町	計
実職員数	148	85	115	348

その他必要な協議事項

生活、暮らし

1.ごみ・し尿処理の取扱い

ごみの収集回数及び場所については、しばらくの間これまでのとおりです。

ごみ袋等の種類及び販売単価は次のようになりました。

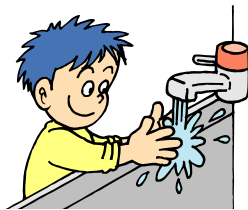


【ごみ袋の種類・販売単価】

区 分		白石町	福富町	有明町	調整額
可燃ゴミ	大	36	35	36	35
	小	25	—	25	25
不 燃 ゴ ミ		36	35	36	35
粗大ゴミシール		200	200	200	200
資源ごみ	か ん	36	35	36	35
	ビ ン	36	—	36	35
	ペットボトル	36	35	36	35
	プラスチック	—	35	—	35

2.上水道の取扱い

水道使用料は白石町（福富町の一部を含む）と有明町は統一することとなりました。福富町はこれまでどおりです。検針・料金の徴収方法も現在のままとなりました。



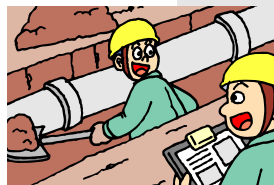
【水道使用料】

項 目		現行料金		調整額	(税込み) 現行料金 福富町
		白石町	有明町		
基本料金	5m³まで 家庭のみ	1,700	1,680	1,680	
	8m³まで 家庭のみ				1,680
	10m³まで 家庭のみ	2,300	2,200	2,200	
超過料金	(1m³当り) 9 ～ 30				310
	11 ～ 30	320	325.5	320	
	31 ～ 50		346.5		380
	31 ～ 3,000	340		340	
	51 ～		367.5		420
	3,001 ～	250		250	

3.下水道の取扱い

浄化槽設置整備事業は、国の補助基準どおり実施することになりました。

農業集落排水使用料については、水道使用量に応じて算定されます。自己水源使用等の場合は別途基準を設け算定することになります。



【農業集落排水使用料】

調 整 額		
区 分		金 額
基本料金	10m³まで	1,400円
超過料金	10m³を超え30m³まで	200円
1m³当たり	30m³超	220円

【浄化槽設置整備事業】

国の補助基準額	
人槽区分	限 度 額
5人槽	354,000
6～ 7人槽	411,000
8～10人槽	519,000
11～20人槽	981,000
21～30人槽	1,668,000
31～50人槽	2,238,000

4. 使用料・手数料等の取扱い

4-1 窓口業務関係の取扱い

新町の住民の一体性、負担公平を図るため、統一します。

4-2 施設関係の取扱い

公園、多目的複合施設の使用料は、しばらくの間これまでのとおりとしますが、負担公平の立場から、新町において引き続き検討します。

なお、3町の住民が利用する場合、すべて町内料金となります。



【公園、多目的複合施設】

	公 園	多目的複合施設
白石町		
福富町		
有明町		

5. 納税関係の取扱い

納税組合の補助金制度は、新たに交付基準を策定することとなりました。

6. 国民健康保険事業の取扱い

国民健康保険税率については、17年度から白石町を基準に統一するものとします。



【国民健康保険税】

(平成15年度税率)

項 目			白 石 町	福 富 町	有 明 町
保 険 税 率	医 療 分	(1) 所得割	7.00%	6.70%	6.00%
		(2) 資産割(土地家屋)	—		
		(3) 被保険者均等割(1人当り)	20,000円	22,000円	20,000円
		(4) 世帯別平等割(1世帯当り)	33,000円	29,000円	29,000円
		(5) 課税限度額	530,000円		
	介 護 分	(1) 所得割	0.85%	0.85%	0.88%
		(2) 被保険者均等割(1人当り)	7,000円	6,500円	6,800円
		(3) 世帯別平等割(1世帯当り)	4,500円	4,000円	4,300円
		(4) 課税限度額	80,000円		
	納 期		10期		

7. 町名・字名の取扱い

字の名称及び区域はこれまでどおりとします。なお、「大字」の字句は表示しないこととなりました。

記載例 杵島郡福富町大字福富1234番地 (現在)

杵島郡白石町福富1234番地(合併後)

8.行政区の取扱い

新町において、行政区の再編を検討します。
代表者名は駐在員に統一し、行政区名はこれまでどおりとします。

9.消防団の取扱い

新町の消防団は現在の3町の消防団を合併時に統一することになりました。

10.防災関係の取扱い

新町において地域防災計画を策定し、災害時に備えて新たな連絡体制を確立します。

11.公営住宅の取扱い

住宅使用料については、しばらくの間これまでのとおりとします。

12.慣行の取扱い

町章、町民憲章、町花、町木、町歌、シンボルマークは、新町において制定することになりました。

13.地域間交流等の取扱い

地域間交流については、しばらくの間、継続し調整します。

14.広報広聴の取扱い

広報誌は毎月1回発行し、情報提供を行います。

15.情報通信関係の取扱い

情報化整備計画を策定し、有線放送等の有効活用と充実に努めます。

【行政区】

項 目	白石町	福富町	有明町
代表者名	囑託員	駐在員	囑託員
同 人 数	35人	9人	12人
行政区数	96区	9区	12区



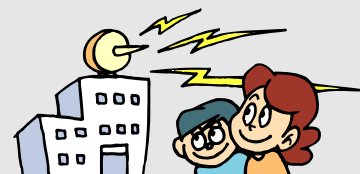
【3町の消防団員数(条例定数)】

階 級	白石町	福富町	有明町	合 計
団 長	1	1	1	3
副 団 長	1	2	2	5
分 団 長	4	3	3	10
副 分 団 長	4	3	3	10
部 長	22	10	15	47
副 部 長	22	10	15	47
班 長	68	78	46	192
団 員	498	163	322	983
合 計	620	270	407	1,297

【町章】

白 石 町	福 富 町	有 明 町

- 主な地域間交流
- 歌垣サミット、九州4県有明町交流会、
 - ふれあい交流事業、NHKふれあい朝市、
 - 関東在住町人会、関西在住町人会
 - _____



福 祉

1.各福祉制度の取扱い

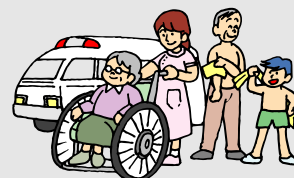
1-1 高齢者福祉の取扱い

敬老会は内容を統一し、現在の町単位で開催することになります。

敬老祝金については、次のとおりとします。

【敬老祝金】

調 整 案	
80歳	10,000円
85歳	15,000円
90歳	20,000円
95歳	30,000円
100歳以上	50,000円



1-2 母子・児童福祉の取扱い

17年度からの保育料については、次のとおりとなります。

3町内の保育園は、どこでも通園できます。

【保育料】

各月初日の入所 児童の世帯階層区分	3歳未満児	3 歳 児	4歳児以上
被保護世帯 (短給世帯を含む)	0	0	0
市町村民税 非課税世帯	8,100	5,400	5,400
市町村民税 課税世帯	17,550	14,850	14,850
前 年 所 得 税 額	64,000円未満	27,000	24,300
	64,000円以上 160,000円未満	35,600	30,690
	160,000円以上 408,000円未満	48,800	30,690
	408,000円以上	64,000	30,690

国の基準から10%減額しています。

1-3 障害者福祉の取扱い

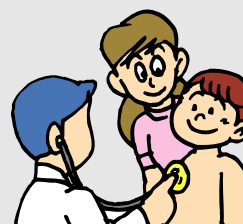
障害者が家庭や地域において、生きいきと生活し活動できるように配慮します。

【重度心身障害者タクシー利用助成事業】

調 整 内 容
1枚500円の利用券を年間24枚交付

2.保健衛生の取扱い

各種健康診査は、検診の内容・対象者の統一を図ります。乳幼児医療助成事業は、小学校就学前の全疾患を対象とします。助成額については、新町において検討されることとなります。



【乳幼児医療助成事業】

区 分	白 石 町	福 富 町	有 明 町
全疾患	対象者 3歳以上小学校就学に達する以前の者	左記に同じ	制度なし
	助成額 個人負担額の全額を助成する(保険対象分)	個人負担額が月額17,700円を超えた額を助成する(保険対象分)	

3.社会福祉協議会の取扱い

社会福祉協議会は、合併時に統合できるよう調整に努めます。



教 育

1.小中学校、幼稚園の通学区域の取扱い

公立幼稚園(福富町)は、新町全域を通学区域とします。小中学校の通学区域は、これまでどおりです。合併後は新町の通学区域審議会において調整されます。

2.学校教育の取扱い

学校教育関係の補助、私立幼稚園就園奨励費補助等については、新町において調整することになります。小中学校の施設整備は、計画的に実施します。

3.学校給食の取扱い

センター方式・単独調理場方式については、しばらくの間これまでどおりとします。給食の運営および給食費は、新町の給食運営委員会において調整するものとします。

4.社会教育の取扱い

公民館・図書館は新町に引き継ぎます。施設はどこでも利用できます。新町において、住民の学習機会の充実に努めます。

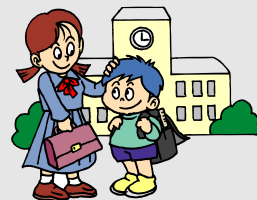
5.社会体育の取扱い

社会体育施設の使用料は、合併後に調整することとします。



6.人権・同和教育の取扱い

新町において調整し、実施するものとします。



【学校規模】

(平成15年5月1日現在)

	学校名	学級数	生徒数	教職員数
小 学 校	白石小学校	7	211	12
	六角小学校	6	168	11
	須古小学校	6	207	11
	北明小学校	11	261	17
	福富小学校	13	361	22
	有明東小学校	8	208	15
	有明西小学校	8	208	15
	有明南小学校	7	184	13
	小学校合計	66	1,808	116
中 学 校	白石中学校	14	463	27
	福富中学校	7	212	18
	有明中学校	10	340	23
	中学校合計	31	1,015	68



【学校給食の運営方式】

白 石 町	福 富 町	有 明 町
学校給食センター	各校単独	各校単独

【公民館の状況】

町 名	白 石 町	福 富 町	有 明 町
名 称	白石町公民館	福富町公民館	有明町公民館
建設年度	昭和47年	昭和42年	昭和51年
構 造	鉄筋コンクリート造 2階建	鉄筋コンクリート造 2階建	鉄筋コンクリート造 2階建(一部3階)

【社会体育施設の状況】

●多目的グラウンド・野球場・ソフトボール場

白石町	中央公園自由広場
福富町	福富町多目的運動場 福富町町民運動場
有明町	有明町農民運動広場 有明町ふれあい運動公園 有明町稲佐山運動公園

●ゲートボール場

白石町	白石町中央公園ゲートボール場
福富町	福富町ゲートボール場 福富町ふれあい広場ゲートボール場

●テニスコート

白石町	白石町中央公園テニスコート
福富町	福富町ふれあい広場テニスコート
有明町	有明町民運動公園テニスコート

●弓道場

有明町	有明町民運動公園弓道場「徹真館」
-----	------------------

●社会体育館

白石町	白石町社会体育館
福富町	福富町社会体育館
有明町	有明スポーツセンター

産業、建設

1. 農林業の取扱い
2. 水産業の取扱い
3. 建設関係事業の取扱い

国・県補助事業及び継続事業については、引き続き実施します。

町単独事業については、新たな制度の検討を含め、新町において検討することします。

国営筑後川下流土地改良推進事業の受益者負担については、白石町のとおりとします。

【国営筑後川下流土地改良推進事業】

区 分			負担区分	白石町	福富町	有明町
白石平野地区 (直送)	用水施設	(基幹施設)	町	5.00	5.00	5.00
			農家	—	—	—
		(末端施設)	町	6.00	4.00	4.00
			農家	2.00	4.00	4.00

4. 商工観光の取扱い

各種イベントについては、地域性等を考慮し、新町において検討します。



【3町のイベント】

白石町	福富町	有明町
歌垣つつじまつり	福富町桜まつり	べったんこ祭
歌垣の郷ロードレース大会	福富町観桜ロードレース	有明ロードレース
きん祭・みん祭・かたん祭		

行政、組織

1. 特別職の職員の身分の取扱い

町長は、新町設置の日から50日以内に選挙が行われます。

その他の特別職については、統合、調整が行われます。

2. 男女共同参画の取扱い

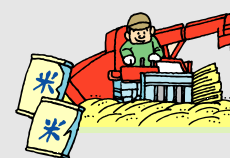
推進組織体制を確立し、団体等の育成支援を行います。男女共同参画基本計画を策定し、推進することとします。

3. 補助金・交付金等の取扱い

3町で、同一又は同種の団体への補助金については、統一の方向で調整します。

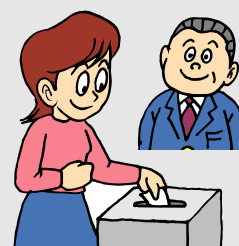
4. 条例・規則等の取扱い

合併により3町の条例、規則等は失効となるため、協議会で確認された内容に基づき、新町において新たに制定されます。



主な特別職

- 町長、助役、収入役、教育長、
- 監査委員、選挙管理委員、教
- 育委員、固定資産評価審査
- 委員、民生委員、体育指導委員、
- 学校医



5.事務組織及び機構の取扱い

住民サービスが低下しないように、利用しやすく分かりやすい組織とすることを基本として整備されます。

6.一部事務組合等の取扱い

現在3町が加入している一部事務組合は、合併の日の前日に脱退し、新町において合併の日に参加することとなります。

7.公共的団体等の取扱い

7-1 公共的団体等の取扱い

新町の一体性をはかるため、統合整備に努めます。

7-2 財団等の取扱い

有明町のふれあい郷、むつごろうカントリークラブは、新町に引き継ぐこととします。

8.電算システムの取扱い

住民サービスの低下を招かないように、各出先機関を結んだネットワークを構築します。

新町建設計画

1.計画の名称

白石・福富・有明3町合併協議会で作成する新町建設計画の名称は、「新町まちづくり計画」とします。

2.計画の趣旨

本計画は、3町がまちづくりをしていくための基本方針などを定め、地域の発展と住民福祉の向上を図るものです。

なお、この計画を基に新町において総合計画を策定します。

3.計画の期間

各施策における主要事業及び財政計画は、平成17年度から平成26年度までとします。

一部事務組合とは・・・

普通地方公共団体(市町村等)が、その事務の一部を共同処理するために設ける地方公共団体の組合。

主な公共的団体

社 会 福 祉 協 議 会
老 人 ク ラ ブ 連 合 会
漁 協
土 地 改 良 区
商 工 会
婦 人 会
P T A
文 化 協 会
体 育 協 会



人と大地がうるおい輝く豊穡のまち



子どもたちの心豊かで健やかな成長を支援するとともに、子どもからお年寄りまで誰もが生涯にわたる健康を維持し、いきいきと暮らすことのできるまち

杵島山、白石平野、有明海などの恵まれた自然環境の保全に努めながら、人々の生活と自然が共生するまち

地域の基幹産業である農業、水産業、商業の振興による活力のあるまち

まちづくりの体系



子育て支援と健康づくり



自然環境の保全

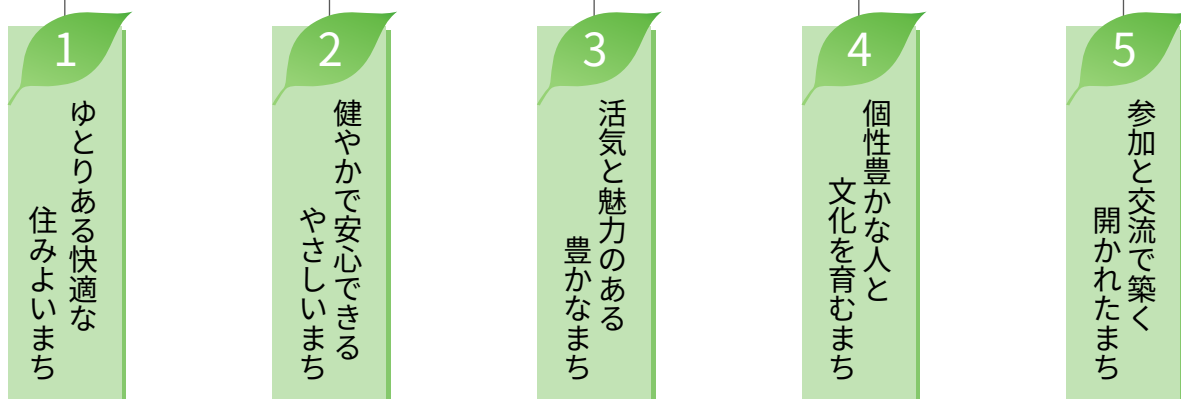


産業の振興

基本理念

将来像

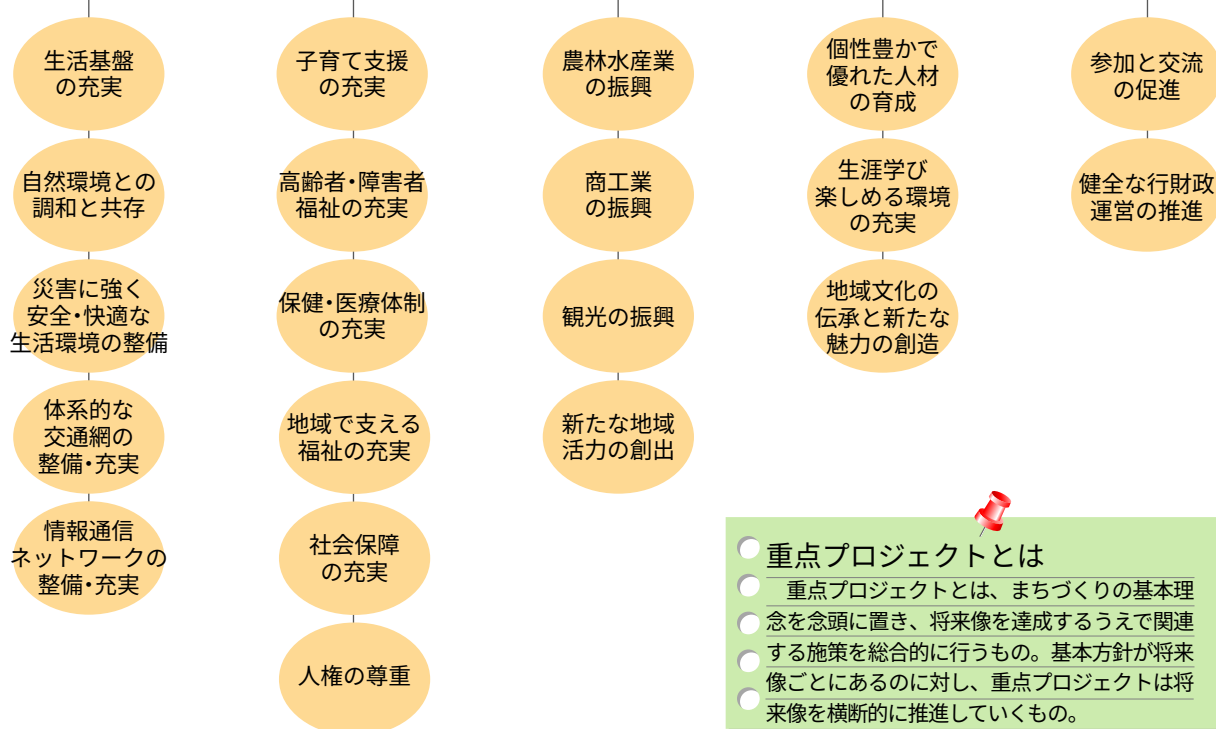
『人と大地が うるおい 輝く 豊穡のまち』



重点プロジェクト

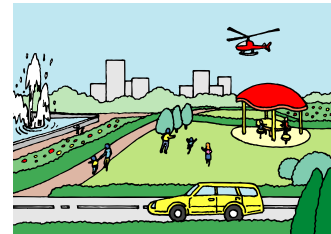
- ◎のびのび子育てプロジェクト
- ◎いきいき健康プロジェクト
- ◎快適な環境プロジェクト
- ◎豊かな食づくりプロジェクト

基本方針



● 重点プロジェクトとは

- 重点プロジェクトとは、まちづくりの基本理念を念頭に置き、将来像を達成するうえで関連する施策を総合的に行うもの。基本方針が将来像ごとにあるのに対し、重点プロジェクトは将来像を横断的に推進していくもの。



将来像 1

ゆとりある快適な住みよいまち

自然を大切にし、育てる仕組みを整えるとともに、資源循環型社会の実現を目指し、省エネルギーやリサイクル活動などを推進します。

また、新町の一体化を強化するために道路網の整備や高度情報化を推進し、住民生活の利便性を高め、誰もが安心して、心にゆとりとうるおいをもって生活できるような、美しく快適な住みよいまちを目指します。

基本方針	基本施策	想定される主な事業
生活基盤の充実	計画的な土地利用の進推	総合計画・国土利用計画・都市計画策定 地籍調査事業
	住宅対策の充実	定住促進住宅地整備事業 公営住宅施設整備事業
		水道管布設・更新等事業 集中管理システム整備事業
	上水道の整備	公共下水道事業・農業集落排水事業
	下水道等の整備	浄化槽整備推進事業
自然環境との調和と共存	環境衛生の充実と循環型社会への対応	環境保全施設整備事業 環境保全推進事業
		新・省エネルギー対策事業
	公園・緑地・水辺環境の整備	公園・緑地・水辺環境の整備 有明海再生推進事業
災害に強く安全・快適な生活環境の整備	災害・公害対策の充実	新町防災計画策定 防災対策事業 河川改修事業 地盤沈下対策事業
		消防ポンプ・積載車等の更新 防火水槽の整備 消防格納庫・詰所の更新 緊急伝達情報システムの構築
	交通安全・防犯対策の充実	交通安全施設等整備事業 歩道整備事業
	道路網の整備	国県道整備事業 町道整備事業
	交通体系の整備	循環バス運行事業 公共交通関連施設整備
体系的な交通網の整備・充実		
情報通信ネットワークの整備・充実	情報通信基盤の整備	情報通信ネットワーク整備事業
	ネットワークの有効活用	地域情報の発信・提供



保健・福祉・医療の連携を強化し、きめ細かい保健福祉施策を推進します。

将来を担う子どもたちを安心して健やかに育てることができる環境づくりと高齢者や障害者がいきいきと生活できるまちづくりに努め、すべての人の人権が尊重され、しあわせな生活をおくることができる社会の実現を目指します。

基本方針	基本施策	想定される主な事業
子育て支援の充実	仕事と家庭の両立支援	新町エンゼルプラン策定 地域子育て支援センターの充実・育児サークルの育成 幼児の保育及び教育体制の充実
	母(父)子福祉の充実	母子・父子家庭への支援
高齢者・障害者福祉の充実	高齢者福祉の充実	高齢者保健福祉計画策定 高齢者居住環境の整備 基幹型支援センターの充実
	障害者福祉の充実	障害者福祉計画策定 障害者生活支援センター整備事業 障害者自立支援事業 障害者居住環境の整備
保健・医療体制の充実	健康づくり対策の充実	健康プラン策定 ライフサイクルに応じた支援事業 保健センター整備事業
	地域医療体制の充実	地域医療体制の整備
地域で支える福祉の充実	地域福祉の推進	地域福祉計画策定
	安心なまちづくりの推進	人にやさしいまちづくり事業
社会保障の充実	低所得者福祉の充実	就労支援事業
	年金・保険事業の安定運営	社会保障制度の健全運営
人権の尊重	人権対策の推進	社会人権・同和教育啓発活動の推進
	男女共同参画社会づくりの推進	男女共同参画社会づくりの推進



活気と魅力のある豊かなまち



地域特性を生かした農林水産業・商工業の振興を図ります。

また、特産加工品の創造など付加価値づくりに取り組み、新たな地域の活力を創出します。

さらに、各種観光施設の整備・充実やネットワークを拡充するとともに、効果的なPRに努め、県内外からの集客力を高めることで、活気と魅力あるまちを目指します。

基本方針	基本施策	想定される主な事業
農林水産業の振興	農業の振興	ブランド流通対策事業
		水田農業振興対策事業
		農道整備事業
		農業新経営者クラブ育成事業
		認定農業者育成事業
		集落営農型推進事業
		21世紀型畜産経営基盤強化事業
		家畜導入育成対策事業
		農業用排水施設機能回復事業
	林業の振興	林道整備事業
	水産業の振興	漁港整備事業
		水産関連施設整備事業
商工業の振興	商業の振興	商工活性化事業
		中小企業支援事業
		商工会支援事業
	工業の振興	企業誘致条件整備事業
観光の振興	観光の振興	観光マップの作成
		新町サイン設置事業
新たな地域活力の創出	新たな地域活力の創出	物産館ネットワーク整備事業



住民だれもが生きがいを見いだし、かつその人ならではの創造性を輝かせることができるよう生涯学習を積極的に推進します。

そのために、将来を担う幼児や児童・生徒を、個性豊かにのびのびと育む環境を整えるとともに、子どもから高齢者まで、生涯学ぶ姿勢を支援する各種施策や地域イベントを推進します。また、それぞれの地域の歴史や伝統・文化を次世代に継承するとともに、新たな地域文化の創造に努めます。

基 本 方 針	基 本 施 策	想 定 さ れ る 主 な 事 業
個性豊かで優れた人材の育成	幼児教育の充実	幼稚園施設整備事業
	学校教育の充実	小中学校施設整備事業
		情報教育の推進
		育英資金貸付事業
		外国語指導助手招致事業
		学校給食の充実
	青少年の健全育成	青少年育成活動事業
	地域リーダーの育成	地域人材の活用事業
21世紀ひとづくり事業		
生涯学び楽しめる環境の充実	生涯学習の推進	生涯学習センター整備事業
		図書館整備事業
		自治公民館整備事業
		社会教育施設整備事業
		社会教育事業の推進
	スポーツ・レクリエーションの振興	生涯スポーツ推進事業
		体育協会育成事業
		体育施設整備事業
地域文化の伝承と新たな魅力の創造	芸術・文化の振興	地域文化活動支援事業
		祭事・伝統芸能伝承振興事業
	歴史・文化財の保存・継承	歴史資料館整備事業
		文化財維持管理事業



参加と交流で築く開かれたまち



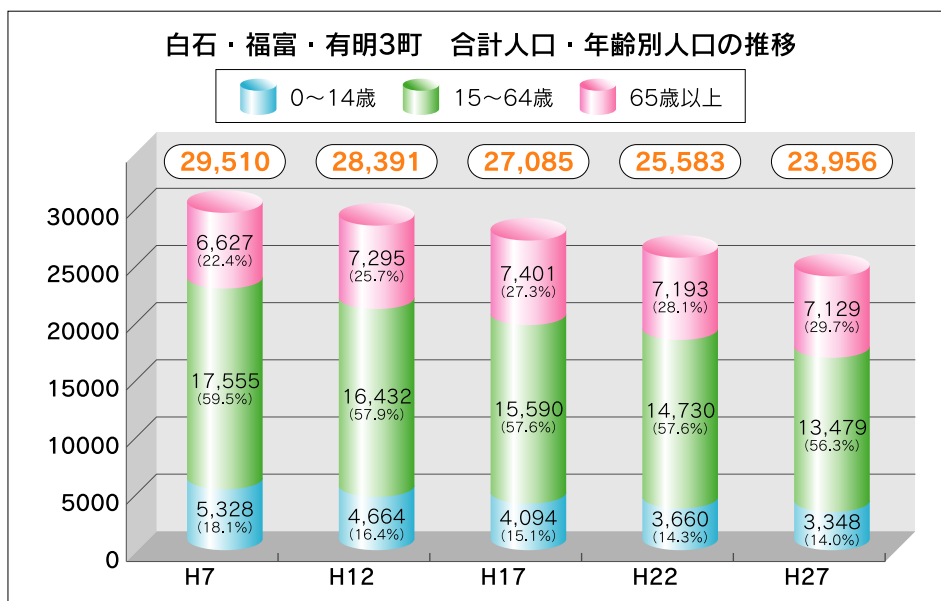
住みよい新しい町をつくるため、一人ひとりが開かれた明日の郷土を築くという意識を持ち、住民と行政が共に考え、共に行動することができる仕組みを整え、住民主役のまちづくりを推進します。

また、社会構造や生活形態の変化に伴い、多様化・複雑化する住民ニーズに対応できる行政組織の構築と効率的な財政運営に努めます。

基本方針	基本施策	想定される主な事業
参加と交流の促進	地域活動の推進	地域活動支援授業
	協働体制の確立	情報公開の推進
	地域間交流の推進	国際交流事業 地域間交流事業
健全な行財政運営の推進	効率的で円滑な行財政の運営	新町庁舎建設事業
		支所改修・改造事業
		合併市町村振興基金の創設
		行政事務処理システム統合事業
	広域行政の充実	広域行政の推進

人口の見通し

新町においては、合併による地域のイメージアップを図りながら、子育て支援など、各種施策を効果的に推進することにより人口減少の歯止めを努めます。



財政計画

1. 新町建設計画に必要な財政の収支見通しを明らかにします。
2. 長期的な視野に立って、限られた財源の効率的な財政運用を行います。
 - 合併特例債…まちづくり建設計画 10年間で合計70億円（限度額125.1億円）
基金造成 10年間で合計10億円（限度額 17.9億円）

合併特例債（事業費の95%）

元利償還金の70%は普通交付税で措置

一般
財源

合併特例債とは…

「新町まちづくり計画」に基づいて行う事業の中で、特に必要と認められたものを行うにあたって、国が支援する有利な借入金です。

【1.歳入】

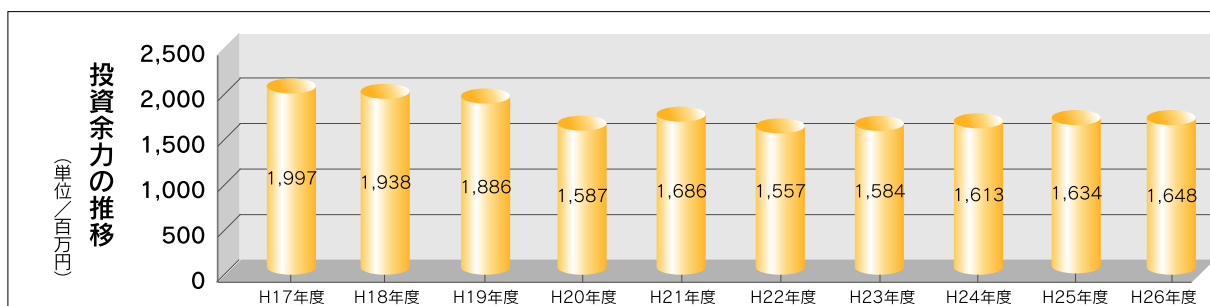
(単位:百万円)

区 分	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
地 方 税	1,822	1,822	1,821	1,821	1,820	1,820	1,820	1,819	1,819	1,818
地 方 交 付 税	4,661	4,442	4,279	4,164	4,119	4,015	3,973	3,933	3,893	3,855
国 県 支 出 金	1,690	1,690	1,690	1,580	1,580	1,460	1,460	1,460	1,460	1,460
地 方 債	2,154	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
そ の 他 の 収 入	1,262	1,356	1,352	1,347	1,343	1,339	1,335	1,281	1,277	1,274
歳 入 合 計	11,589	10,410	10,242	10,012	9,962	9,734	9,688	9,593	9,549	9,507

【2.歳出】

(単位:百万円)

区 分	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
人 件 費	2,713	2,669	2,625	2,581	2,537	2,493	2,449	2,405	2,361	2,317
扶 助 費	515	512	509	506	503	500	499	499	497	496
公 債 費	1,398	1,395	1,407	1,592	1,563	1,593	1,649	1,659	1,711	1,771
物 件 費	1,279	1,228	1,179	1,132	1,086	1,043	1,001	961	923	886
維 持 補 修 費	90	92	92	93	94	95	96	97	98	99
補 助 費 等	1,677	1,642	1,608	1,573	1,539	1,504	1,470	1,435	1,401	1,366
積 立 金	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
投資及び出資金・貸付金	136	136	136	136	136	136	136	136	136	136
繰 出 金	784	798	800	812	818	813	804	788	788	788
投 資 的 経 費	1,997	1,938	1,886	1,587	1,686	1,557	1,584	1,613	1,634	1,648
歳 出 合 計	11,589	10,410	10,242	10,012	9,962	9,734	9,688	9,593	9,549	9,507



投資余力とは…

現在行っている住民サービスをもっとよくしたり、新しい住民サービスに取り組んだり、道路や建物をつくることなど、まちづくりを進めるために使用できる財源がどの程度あるかを示したものです。

14～18ページの「想定される主な事業」に掲げたものは、この余力の範囲内で、新町において、選択・実施されていくということになります。